

こ 支 虐 第 140 号
令 和 5 年 9 月 7 日

各 都 道 府 県
市 町 別
特 村 区

児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和4年9月9日付け子家発 0909 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等のこどもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これらこどもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急にこどもの状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、令和5年6月1日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていないこども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をい

う。)。以下「確認対象児童」という。)の情報を市区町村において把握し、こどもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のないこどもの安全確認・安全確保等を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査(自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず(乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務^{※1}の過程で把握した児童で通園・通学していないもの^{※2}のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
※2
 - ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童
 - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

(1) 確認対象児童の洗い出し

令和5年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができない場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金における未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や支援対象児童等見守り強化事業が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や養育支援訪問事業等を活用するなど、養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊娠婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視^{※3}により確認

※3 状況確認に当たっては、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等とすることができる

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和5年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和5年6月1日から令和5年11月30日まで及び令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等

○ 令和5年11月30日及び令和6年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑤に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 確認対象児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 令和4年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数

⑤ 令和元年度から令和3年度に実施した状況確認調査及び平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

4 提出期限等

(1) こども家庭庁への提出期限（期限厳守）

○ 一次報告

令和5年12月15日（金）（令和5年11月30日時点での状況確認結果）

○ 二次（最終）報告

令和6年3月15日（金）（令和6年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和6年2月28日時点で、なお状況確認ができない児童がいる場合は、
引き続き状況確認の調査をお願いします。

(2) 提出方法

○ 令和5年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報
及び状況確認の状況をとりまとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限
を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査
票をとりまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス
宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス） gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、令和6年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において公表する予定です。

【担当者】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

自治体支援係

TEL 03-6771-8030（代表）

03-6859-0103（直通）

mail gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

別添 1

回答上の留意事項【調査票 1】

1 回答対象

調査票 1 では、確認対象児童の一人一人の個別の状況を回答してください。
個々の確認対象児童については、住所地市区町村ごとに「確認対象児童番号」(回答欄(0)に入力) を付して、情報を整理してください^{※1}。

※1 例えば、東京都町田市で確認対象児童が 3 名存在する場合、「確認対象児童番号」1～3 を付して整理し、八王子市で確認対象児童が 2 名存在する場合、町田市からの続きで「確認対象児童番号」4、5 とはせず、1、2 を付して整理してください。なお、「とりまとめ団体（都道府県、政令市、中核市）集計用通し番号」については、都道府県、政令市、中核市ごとに番号を付して整理してください。

2 調査項目及び留意事項

(1) 全確認対象児童について必須回答の調査項目（【問 1】～【問 5】）

本調査項目は、令和 5 年 6 月 1 日時点の状況を回答してください。

【問 1】

- 住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄(1)(2)）<記述式>
→ 確認対象児童が記録されている住民基本台帳を備える都道府県名、市区町村名を回答してください。

【問 2】

- 令和 4 年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童（回答欄(3)）<選択式>
→ 令和 4 年度状況確認調査で状況確認ができない児童に該当していた確認対象児童を回答してください。

（回答欄(3)：該当=1、非該当=0 のうちから選択）

- 平成 30 年度から令和 3 年度調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童（回答欄(4)）<選択式>
→ 平成 30 年度緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和 3 年度状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童に該当していた確認対象児童を回答してください。

（回答欄(4)：該当=1、非該当=0 のうちから選択）

【問 3】

- 年齢、学年、性別（回答欄(5)～(7)）<選択式>
→ 確認対象児童の年齢、学年、性別を回答してください。^{※2}
※2 令和 5 年 6 月 1 日時点の状況を回答することに注意してください。
(回答欄(5)：0 歳～12 歳 のうちから選択)
(回答欄(6)：義務教育就学前、小学生 のうちから選択)
(回答欄(7)：男、女 のうちから選択)

【問4】

- 確認対象児童として判断した主な事由（回答欄(8)）<選択式>

→ 確認対象児童として、判断した主な事由については、本調査依頼通知「1
趣旨・目的」の①～④のいずれかを選択してください。なお、④は①～③のい
ずれにも属さない場合に選択するものとしてください。

(回答欄 (8) : 選択肢①～④のうちから選択)

【問5】

- 令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童

(回答欄(9)) <選択式>

→ 確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状
況確認ができた児童を回答してください。

(回答欄 (9) : 該当 = 1、非該当 = 0 のうちから選択)

- 令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童

(回答欄(10)) <選択式>

→ 確認対象児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状
況確認ができた児童を回答してください。

(回答欄 (10) : 該当 = 1、非該当 = 0 のうちから選択)

(2) 令和5年6月1日から令和5年11月30日及び令和6年2月28日までの間に状況 確認ができた児童について回答する調査項目（【問6】～【問9】）

【問6】

- 居所都道府県名、居所市区町村名（回答欄(11)(12)）<記述式>

→ 確認対象児童が住民票を残して居所を移動している場合の移動先の居所の属
する都道府県名、市区町村名を回答してください。所在等を確認した結果、居
所市区町村が住所地市区町村と同一であった場合も、当該都道府県名及び市区
町村名を回答してください。

【問7】

- 状況確認ができた年月日（回答欄(13)）<記述式>

→ 状況確認ができた年月日について回答してください。

- 状況確認ができた方法（回答欄(14)）<選択式>

→ 本通知2(2)のア～ウのいずれかを回答してください。

(回答欄(14) : ア 目視により確認

イ 東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認（出国後、入（帰）国記
録がないことの確認も含む）

ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認

のうちから選択)

- 回答欄(14)で「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」を
選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(15)) <選択式>

→ 「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場

合に、市区町村においてどのような情報により状況確認ができたと判断したのかについて、本調査依頼通知「2 状況確認の実施」「(2) 確認対象児童の状況確認の実施」項目「ウ」の①～④の例示及び「⑤その他」の中から回答してください。

- (回答欄(15))
- ①海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
 - ②他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況が確認できた場合
 - ③保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して児童の状況が確認できた場合
 - ④児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合
 - ⑤その他

のうちから選択)

○ 回答欄(15)で「その他」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(16)) <記述式>

- 市区町村においてどのような情報により状況確認ができたと判断したのかについて、記述式で回答してください。

○ 状況確認ができた際の情報共有の範囲 (回答欄(17)) <選択式>

- 「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、状況確認ができた際の情報共有の範囲を回答してください。

本調査項目については、最終的に状況確認できた段階での情報共有の範囲を回答することとし、例えば同一市区町村内で情報共有を行い、その上で、他都道府県の市区町村又は他都道府県に所在する関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた場合は、「④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた」と回答することになります。

- (回答欄(19))
- ①継続的な家庭訪問等により状況確認ができた

- ②同一市区町村内の関係部署等との情報共有の結果、状況確認ができた
- ③同一都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた
- ④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた

のうちから選択)

○ 状況確認につながる情報が得られた調査先

(回答欄(18)～(26)) <選択式・複数回答可>

- 状況確認につながる情報が得られた調査先とは、確認対象児童に関する情報提供を求めるなどの調査を行い、当該関係部署等からの情報が児童の状況確認につながった場合の部署等のことを指し、当該関係部署等が目視により児童を確認した場合もこれに含まれるものとします。

複数の関係部署等からの情報提供等を組み合わせることで、状況確認につながった児童については、当該情報提供等を行った全ての調査先の部署等を選択

してください。

「その他」を選択する場合は調査先を記述式で回答してください。

(回答欄(18)～(26)：該当項目に1 (複数回答可))

【問8】

- 状況確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無

(回答欄(27)) <選択式>

→ 「状況確認できるまでの間」又は「状況確認時」のどちらか一方でも「虐待又は虐待の疑い」に関する情報があれば「情報あり」を回答してください。

(回答欄(27)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

(内容例)

～「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の例～

- ・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合
- ・当該児童の年齢に応じた発育状況を確認できず、保護者から虐待を疑わせる言動（例えば「こどもを外出させていない」など）があった場合
- ・当該児童が重傷（又は死亡）に至っており、保護者の説明、警察の捜査等を通じた情報から、重傷（又は死亡）の原因が保護者からの虐待によるものであることが疑われた場合

- 回答欄(27)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細、状況確認時等の児童の状況（回答欄(28)）<記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合に、当該情報の詳細、状況確認時の状況を記述式で回答してください。

- 回答欄(27)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した児童に対する市区町村、児童相談所等による支援等の状況

(回答欄(29)～(50)) <選択式・複数回答>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」の児童の状況確認後に市区町村、児童相談所等において行った児童及び家庭への支援、措置等について全て回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

(回答欄(29)～(50)：該当項目に1 (複数回答))

【問9】

- 回答欄(6)で「小学生」と回答し、回答欄(14)で「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合の状況確認時における児童の就学の状況

(回答欄(51)) <選択式>

→ 学年が「小学生」で、「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」により状況確認をした確認対象児童について、状況確認時における児童の就学の状況を回答してください。

(回答欄(51)：①小学校、義務教育学校、特別支援学校に通学している

- ②小学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍しているが、病気等により長期欠席の状態にある
- ③学校以外の教育機関（インターナショナルスクール等）に通っている
- ④学校以外の教育機関にも通っていない（就学猶予・免除等の状況にある）
- ⑤把握できない

のうちから選択)

【問10】

○ 状況確認を通じてつなげた支援等の状況

（回答欄(52)～(64)）<選択式・複数回答>

→ 児童の状況確認を通じて、市区町村、関係機関等において行った児童及び家庭への支援等について全て回答してください。なお、「状況確認を通じてつなげた支援等」とは、状況確認時または状況確認後に活用した事業等も含みます。選択肢のいずれの支援等も行っておらず（事業等も活用していない）、状況確認のみで了している場合は「特になし（状況確認のみ実施）」を選択してください。

「その他」は、選択肢のいずれにも属さない場合や、選択肢に属するが詳細の記載が必要な場合に記述式で回答してください。

（回答欄(52)～(64)：該当項目に1（複数回答））

（選択肢の判断例）

- ・状況確認を通じて、就学・就園への希望を把握し、就学・就園を担当する窓口等につなげた場合⇒「就学・就園支援」に「1」を選択
- ・状況確認を通じて、育児不安を有する親の下で監護されているこどもで有ることを把握し、要支援児童として要保護児童対策地域協議会の支援対象とした場合⇒「要保護児童対策地域協議会におけるケース管理」に「1」を選択
- ・状況確認を通じて、児童及び家庭の困りごとを把握し、支援・サービスに結びつける取組を行った場合で、選択肢（52）～（62）のいずれの事業にも該当しない場合⇒「その他」に、その具体例を記載

（その他の記載例）

- ・地域との交流を目的として、こども食堂につなげた
- ・ヤングケアラーの可能性があったため、相談窓口につなげた
- ・定期的に育児用品を宅配し、見守りを行っている

（3）令和5年11月30日及び令和6年2月28日までに状況確認ができない児童について回答する調査項目（【問11】～【問18】）

本調査項目は、令和5年11月30日及び令和6年2月28日時点の状況を回答してください。

【問11】

○ 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況

（回答欄(65)(66)）<選択式>

→ 確認対象児童について、住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹等の家族

の状況（居住実態の状況）及び訪問調査を行った際の住居の状況（居住している様子があるか等）について回答してください。なお、「住所地の住居における居住状況」において、「居住状況不明」とは、訪問調査を行ったにもかかわらず、例えばマンションのオートロックで応答がなかった場合等により住民票上の住居の状況が確認できなかった場合をいい、「確認未実施」とは、訪問調査を行っていないなど住居の状況の確認 자체を行っていない場合を指します。

（回答欄(65)：児童以外全員把握、児童のほか1人以上不明、児童とともに全員不明、同居家族なし、確認未実施 のうちから選択）

（回答欄(66)：当該家庭が居住している様子あり、当該家庭が居住している様子なし、居住状況不明、確認未実施 のうちから選択）

○ 住所地の住居における児童の居住の可能性（回答欄(66)）<選択式>

→ 当該児童が居住している様子の有無について回答してください。

（回答欄(67)：居住している様子あり、居住している様子なし、不明 のうちから選択）

【問12】

○ 家庭訪問調査の実施回数（回答欄(68)）<選択式>

→ 確認対象児童と判断して以降に行った家庭訪問調査の実施回数を回答してください。複数の部局で家庭訪問を行った場合は、その合計数を回答してください。訪問場所は、児童の住所地のほか、児童が所在している可能性がある親族宅等も含みます。

（回答欄(68)：未実施、1回、2回、3回、4回、5～9回、10回以上 のうちから選択）

【問13】

○ 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無（回答欄(69)）<選択式>

→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無を回答してください。

（回答欄(69)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択）

（内容例）

- ・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合

○ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細・具体的対応（回答欄(70)）<記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細を記述式で回答してください。また、「虐待又は虐待の疑い」に関する情報入手した後の具体的な対応についても回答してください。

【問14】

○ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況（回答欄(71)）<選択式>

→ 確認対象児童について、要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況を回答してください。

（回答欄(71)：登録済=1、登録していない=0 のうちから選択）

- 回答欄(71)で「登録していない」と回答した場合に要保護児童対策地域協議会にケース登録をしない理由

(回答欄(72)) <記述式>

- 「登録していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問15】

- 児童相談所との情報共有・連携状況（回答欄(73)）<選択式>

- 確認対象児童について、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から児童相談所に対して、確認対象児童の存在を伝え、

- ・児童相談所の情報ネットワーク等から状況確認につながる情報を確認した場合は、市区町村に即時連絡する
- ・市区町村の行う家庭訪問に同行してもらう
- ・児童相談所が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く状況確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた複数の関係機関に対して情報共有・協力依頼を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、児童相談所においても市区町村から当該依頼を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(73)：依頼済=1、依頼していない=0 のうちから選択)

- 回答欄(73)で「依頼していない」と回答した場合に児童相談所に依頼しない理由（回答欄(74)）<記述式>

- 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問16】

- 警察との情報共有・連携状況（回答欄(75)）<選択式>

- 確認対象児童について、警察との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から警察に対して、確認対象児童の存在を伝え、

- ・警察の情報ネットワーク等から当該児童の状況確認につながる情報を把握した場合には、市区町村に即時に連絡してもらうよう依頼した場合
- ・当該児童の状況確認のための調査や同行訪問を行ってもらうよう依頼した場合

・当該児童の行方不明者届を提出した場合
を指します。

また、要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼等を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、警察においても市区町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(75)：依頼済=1、依頼していない=0)

- 回答欄(75)で「依頼していない」と回答した場合に警察に依頼しない理由
 - (回答欄(76)) <記述式>
→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。
- 回答欄(75)で「依頼済」と回答した場合に行方不明者届提出の有無
 - (回答欄(77)) <選択式>
→ 「依頼済」と回答した場合に、確認対象児童に係る行方不明者届提出の有無を回答してください。
ここで、行方不明者届提出については、児童相談所等の関係機関だけではなく、親族等によるものも含みます。本調査項目については、警察署や親族等に確認した上で回答してください。

(回答欄(77)：提出済=1、提出していない=0 のうちから選択)

- 回答欄(77)で「提出済」と回答した場合に、当該行方不明者届を提出した年月日
 - (回答欄(78)) <記述式>
→ 「提出済」と回答した場合は、当該行方不明者届を提出した年月日を回答してください。
- 回答欄(77)で「提出していない」と回答した場合は、行方不明者届を提出しない理由
 - (回答欄(79)) <記述式>
→ 「提出していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問17】

- 東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会
 - (回答欄(80)) <選択式>
→ 確認対象児童について、令和5年11月30日及び令和6年2月28日までに東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会を行ったかどうかを回答してください。
- 回答欄(80)で「照会を実施」と回答した場合に、当該照会の実施年月日
 - (回答欄(81)) <記述式>
→ 「照会を実施」と回答した場合は、当該照会を実施した直近の年月日を回答してください。
- 海外出国・居住の可能性に関する情報の有無 (回答欄(82)) <選択式>
 - 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、海外出国や海外居住の可能性に関する情報の有無について回答してください。

(回答欄(82)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

- 回答欄(82)で「情報あり」と回答した場合に、当該情報を把握した年月日
(回答欄(83)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報を把握した年月日を回答してください。
- 回答欄(82)で「情報あり」と回答した場合に海外出国・居住の可能性に関する情報の内容 (回答欄(84)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問18】

- D Vで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無
(回答欄(85)) <選択式>
→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、保護者間のD Vで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無について回答してください。
(回答欄(85)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)
- 回答欄(85)で「情報あり」と回答した場合にD Vで他市区町村に避難している可能性に関する情報の内容 (回答欄(86)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

別添2

回答上の留意事項【調査票2】

1 回答対象

調査票2では、市区町村ごとに次の①から⑯に掲げる児童の数（小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。））を回答してください。

【問1】

令和5年6月1日時点の住所地都道府県名、住所地市区町村名

【問2】

- 確認対象児童の数（令和5年6月1日時点）
- 確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- 確認対象児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

【問3】

確認対象児童の数（令和5年6月1日時点）のうち、令和4年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数

【問4】

確認対象児童の数（令和5年6月1日時点）のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和4年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童の数

2 調査項目及び留意事項

【問1】

- 住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄（1）（2））
→ 都道府県名及び都道府県内の全ての市区町村名を回答してください（指定都市及び中核市を除く。指定都市及び中核市の場合は当該市名を回答してください。）。市区町村内に確認対象児童が存在しない場合は、市区町村名のみ記載してください。

【問2】

- 確認対象児童の数（令和5年6月1日時点）（回答欄（3））
→ 各市区町村の確認対象児童の数を回答してください。
- 回答欄（3）の児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（4））
- 回答欄（3）の児童のうち、令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（5））
→ 各市区町村の確認対象児童のうち、令和5年6月1日から令和5年11月30日及び令和5年12月1日から令和6年2月28日までの間に状況確認ができた児童

の数を回答してください。

【問3】

- 回答欄（3）の児童のうち、令和4年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（6））
→ 令和3年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童（令和3年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

【問4】

- 回答欄（3）の児童のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）から令和3年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（7））
→ 平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童（平成30年度緊急把握調査（再々フォローアップ）結果）から令和3年度に実施した状況確認調査のいずれかで状況確認ができない児童（令和2年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

【調査票1】

とりまとめ 団体(都道 府県、政令 市、中核 市) 集計用 通し番号	確認対象 児童番号	令和5年6月1日時点で状況確認ができない全確認対象児童について必須回答の調査項目																		
		問1		問2		問3			問4	問5		問6								
		住所地 都道府県名 (令和5年6月1 日時点)	住所地 市区町村名 (令和5年6月1 日時点)	令和4年度 調査で「状 況確認がで きない児 童」として報 告していた 児童	平成30年 度から令和 3年度調査 で「状況確 認ができな い児童」とし て報告して いた児童	年齢 (令和5年6 月1日時 点)	学年 (令和5年6 月1日時 点)	性別	確認対象 児童として 判断した主 な事由	令和5年6 月1日から 令和5年11 月30日まで の間に状況 確認ができ た児童	令和5年12 月1日から 令和6年2 月28日まで の間に状況 確認ができ た児童	居所 都道府県名等	居所 市区町村名等	状況確認 が できた年月 日	状況確認が できた方法	情報の信頼性に確信が持 ると判断した根拠 ※回答欄(14)で「 <input checked="" type="checkbox"/> 信頼性に確 信が持てる情報により確認」を選 択した場合のみ回答			回答欄(15)で「その他」を選択 した場合は、具体的に記載	
		(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)		
市区町村ごと付番	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>				
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
32																				
33																				
34																				
35																				
36																				
37																				
38																				
39																				
40																				
41																				
42																				
43																				
44																				
45																				
46																				
47																				
48																				
49																				
50																				

令和5年6月1日～令和5年11月30日及び令和6年2月28までの間に状況確認できた児童について回答する調査項目

問8

「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の支援等の状況(複数回答可)※回答欄(27)で「1」を選択した場合のみ回答

認ができない児童について回答する調査項目

【調査票2】

	問1		問2			問3	問4
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	確認対象 児童数 (令和5年6月1日時点)	(3)のうち、令和5年11月 30日までに状況確認が できた児童数	(3)のうち、令和5年12月 1日から令和6年2月28 日までに状況確認がで きた児童数	(3)のうち、令和4年度調 査で状況確認ができな い児童数	(3)のうち、平成30年度 から令和3年度調査の いずれかで状況確認が できない児童数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							